

令和6年 第2回真狩村議会定例会会議録

○開会及び閉会

開会 令和6年6月20日 午前10時10分

閉会 令和6年6月20日 午後2時34分

○出席議員（8名）

1番	大平 慎一郎	2番	大町 徹
3番	安藤 義明	4番	佐々木 義光
5番	向井 忠幸	6番	福田 恵子
7番	陰能 裕一	8番	佐伯 秀範

○欠席議員（0名）

○出席説明員

村長	岩原 清一	副村長	長船 敏行
教育長	齊藤 信之	総務課長	山田 浩二
企画情報課長	西田 恵治	住民課長	秋山 秀敏
税務課長	北野 一志	産業課長	松枝 主範
建設課長	加藤 克博	会計管理者	谷口 泰之
保育所長	酒井 秀利	教育次長	高橋 和義
農業委員会事務局長		代表監査委員	印南 正治
	谷口 安		

○出席議会事務局職員

事務局長	馬淵 拓哉	書記	森 妙子
------	-------	----	------

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 教育行政報告
- 5 一般質問
- 6 真狩村選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 7 報告第1号 令和5年度 真狩村一般会計繰越明許費繰越計算書について

- 8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算(第1号))
- 9 同意第1号 真狩村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 10 議案第1号 真狩村税条例の一部改正について
- 11 議案第2号 令和6年度 真狩村一般会計補正予算(第1号)
- 12 議案第3号 令和6年度 真狩村簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 13 議案第4号 令和6年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算(第2号)
- 14 発議第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・
強化を求める意見書の提出について
- 15 発議第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
- 16 議員の派遣について
- 17 閉会中の所管事務調査の申出について

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
10:10 開会	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいまの出席議員数は、8人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回真狩村議会定例会を開会します。</p> <p>これから、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
日程1	〃	<p>日程 1</p> <p>会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、4番 佐々木義光君及び、7番 陰能裕一君を指名します。</p>
日程2	〃	<p>日程 2</p> <p>会期の決定についてを議題とします。</p> <p>本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって会期は、本日1日と決定しました。</p>
	〃	<p>諸般の報告を行います。</p> <p>第1に、本定例会に村長から別冊のとおり提出がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、真狩村監査委員から令和6年4月分、5月分の例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、総務産業常任委員長から委員会所管事務調査の報告がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、議員の派遣について、別紙のとおり議員を派遣したので、報告します。</p> <p>次に、本定例会に出席を求めた者及び、説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧にしてお手元に配布しております。</p>
日程3	〃	<p>日程 3</p> <p>行政報告を行います。</p> <p>これを許します。</p> <p>村長 岩原清一君</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	村 長 (岩原清一)	<p>令和6年第2回真狩村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、多用の中御出席を賜り、本定例会が開催できますことに対して、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>それでは、第1回定例村議会以降における諸般の行政について、御報告を申し上げます。</p> <p>○令和5年度各会計決算状況について</p> <p>お手元に資料を配布させていただいておりますので、御覧いただきたいと思っております。</p> <p>令和5年度の各会計の歳入歳出の予算現額は、全会計では34億5,405万2千円となり、これに対する歳入決算額は33億9,489万366円、収入率は98.29%、歳出決算額は32億7,398万2,370円、執行率は94.79%となりました。</p> <p>各会計につきまして、決算の概要を説明いたします。まず、一般会計における歳入では、予算現額に対して、歳入決算額が29億1,637万6,580円、収入率が97.92%となりました。また、歳出では、歳出決算額が28億2,943万9,600円、執行率が95.0%となりました。</p> <p>本年度の予算の繰越しは、資料に記載のとおり3事業あり、年度内に完了しない見込みとなったことから、繰越明許費の設定により、その執行を翌年度に繰り越しました。</p> <p>結果、歳入歳出差引残額が、8,693万6,980円となり翌年度に繰り越しました。</p> <p>この額から、繰越明許費の令和6年度に繰り越すべき財源の一般財源176万4千円を差し引いた実質収支額は、8,517万2,980円となるものであります。</p> <p>次に、国民健康保険事業特別会計については、北海道が保険者として運営を担う中、村民の健康保持と保険給付を行い、医療保障の充実に努めるなど国保財政の健全化に努めたところであります。結果、歳入歳出差引147万7,153円の残額が生じ、翌年度に繰り越しました。</p> <p>次に、国民健康保険診療所事業特別会計については、X線一般撮影装置や骨密度測定装置などの更新を行うなど、住民が安心して受診できる環境づくりに努めてまいりました。結果、繰越金はありませんでした。</p> <p>次に、後期高齢者医療特別会計については、高齢者の健康保持と増進のため、健全な医療給付を進めるなど、北海道後期高齢者医療広域連合と協力のうえ、適切な制度運営に努めてまいりました。結果、歳入歳出差引9万2千円の残額が生じ、翌年度に繰り越しました。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>次に、簡易水道事業特別会計については、安全で良質な水を需要に応じて安定的に供給し、村民の健康で豊かな生活環境の向上を図るため、量水器取替え工事を実施するなど簡易水道施設の適正な維持管理に努めてまいりました。結果、歳入歳出差引 873 万 6,722 円の残額が生じ、翌年度から開始されました公営企業会計に引き継ぎました。</p> <p>差引残額が例年より多くなった理由につきましては、公債費の起債償還元利の償還日が 3 月 31 日分については、今年は日曜日のため 4 月 1 日の支払いとなりました。公営企業会計移行により 3 月 31 日をもって出納閉鎖となりますので、新年度の公営企業会計の特例的支出扱いとなったことから、その分増額となりました。</p> <p>最後に、公共下水道事業特別会計については、快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、浄化センターや下水道管などの適正な維持管理に努めてまいりました。結果、歳入歳出差引 2,366 万 5,141 円の残額が生じ、翌年度から開始された公営企業会計に引き継ぎました。</p> <p>こちらについても差引残額が例年より多くなっております。簡易水道事業特別会計と同じ理由により増額となりました。</p> <p>○農作物の生育状況について</p> <p>お手元に資料を配布させていただいております。御覧いただきたいと思えます。</p> <p>本年は昨年より積雪量が少なく、3 月後半以降の好天により融雪が一気に進み、平年より一週間程度早くなりました。</p> <p>また、4 月には全道で最高気温を記録し、日照時間も多かったことから、生育、農作業とも順調に推移し、ジャガイモ等の植付けは平年から 5 日も早く進んでいます。</p> <p>春人参の収穫作業も受入れを 3 月 14 日に開始し、品質については、割れの発生が多く、製品率が 65%前後と前年より 15%低下していましたが、4 月 13 日の販売価格は昨年同時期比で 5 割増しとなりました。</p> <p>現在、収穫されているグリーンアスパラにつきましては、4 月の高温や晴天傾向による雨不足で、生育が心配されましたが、大きな被害はなく、5 月 12 日から連日 3 トン越えの収量になり、品質も秀品率が 94%ほどと昨年以上になっておりましたが、5 月 26 日以降は気温低下により 1 トン半から 2 トン程度にとどまっています。</p> <p>今後の天候等の見通しについては、春までのエルニーニョ現象の終息等により、夏場の気温は高くなることが予想されています。高温による生育異常や病気などが懸念されていますが、十分な施肥管理や適期防除</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>等に努め、豊穰の秋が迎えられるよう期待するところであります。</p> <p>○観光客の入込状況について</p> <p>お手元に資料を配布させていただいておりますので、御覧いただきたいと思ひます。</p> <p>北海道での令和5年度上半期の観光入込数は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことや、全国旅行支援「HOKKAIDO LOVE! 割」が実施されたことなどにより、前年同期と比べ18.8%増の3,198万人、感染症拡大前の令和元年度との比較で、おおむね9割程度の回復となりました。</p> <p>村の状況といたしましては、全体の入込み総数は62万6,937人と、前年度対比88.8%と大幅な減少となりました。</p> <p>羊蹄山自然公園は、例年どおりの開場となりましたが、週末の天候不順のため、キャンプ場利用者数は前年度対比98.4%、羊蹄山自然公園全体では前年度対比99.3%となりました。特に羊蹄山登山者は前年度比89.1%となっており、今後、利用促進について検討が必要です。</p> <p>利用者数が増加した施設は、まっかり温泉が前年度対比103.7%、コテージが前年度対比140%、パークゴルフ場が前年度対比114.5%などとなっています。</p> <p>真狩フラワーセンターは、前年度対比94.7%と、前年度を下回る結果となりました。今後、多彩なイベントの実施や、消費者ニーズの把握など、新たな運営に取り組んでいただきたいと考えております。</p> <p>また、マッカーリーナ利用者は前年度対比93.6%、湧水利用者は昨年度対比83.0%と、これらの施設におきましても昨年度を下回ることとなりました。</p> <p>イベント入込状況については、ほくほく祭りが通常開催され、村民お祭り広場やスリッパ卓球などのイベントが開催されたことから、コロナ禍の以前にまで回復しつつあります。</p> <p>今後におきましては、村内の各観光施設と連携し、各種イベント開催を検討するなど、観光客の入込数が増加するよう取り組み、地域交流の活性化を図ります。</p> <p>今定例会には、令和5年度繰越明許費計算書の報告1件、専決処分による承認1件、人事案件1件、条例の改正1件、令和6年度一般会計及び企業会計補正予算3件の計7件の議案等を提案させていただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 4	議 長 (佐伯秀範)	きます。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これで行政報告は終わりました。
	〃	日程 4 教育行政報告を行います。 これを許します。 教育長 齊藤信之君
	教 育 長 (齊藤信之)	令和6年第2回真狩村議会定例会の開催にあたり、前回御報告以降の教育行政について御報告いたします。 はじめに、学校教育について申し上げます。 本格的なアフターコロナの生活となり、互いの表情を直に感じ取りながら、笑顔で過ごす活気と潤いある学校生活が戻っています。過日、開催の体育大会や運動会では、元気いっぱいに応援し合い、はつらつと競技に取り組む子どもたちの姿に、学校の日常を取り戻した喜びと子どもたち一人一人の確かな成長を感じ取ることができました。 令和6年度当初人事では、小学校に2名、中学校に1名の新採用教員を迎えた他、小・中・高合わせて16名の先生方が着任しました。本年度の学校教育の重点として「温かい学校づくり」「子ども主体の授業づくり」「開かれた学校づくり」「校種間の接続とつなぎ目のない連携の推進」、この4点を掲げ、子どもたちの期待と意欲に応える実践を積み重ねているところです。 今年の夏も全国的に気温が高くなり、猛暑となることが予想されており、子どもたちの安全を守りながら学びを保障していくことが重要となります。 先日の現地視察の際の説明のとおり、予算化されているエアコンの設置工事が夏季休業中となるため、それまでの代替措置としてウインドウエアコンを小学校8か所、中学校4か所、高校1か所に、それぞれ設置

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>しました。学校での活動にあたっては、暑さ指数や熱中症警戒アラート等により実施の可否を適切に判断するとともに、こまめな水分補給や児童生徒の体調に細心の注意を払いながら進めてまいります。また、適切な食事や十分な睡眠など、家庭とも連携して事故なく、この夏を乗り越えていきたいと思えます。</p> <p>小中一貫教育については、年間計画を策定し、計画的な推進を図っています。今年度は「児童生徒の視点からストレスなく生き生きと自信をもって学習や生活ができるように」小中をつなぎ、「9年間の学び方」「9年間の生活のしかた」を成果物として形に残すべく取組を進めます。</p> <p>そのため、年間5回の小・中学校合同の研修会の実施、外国語・数学・音楽の3教科での中学校教員による小学校への乗入れ授業の実施、小学生と中学生の交流場面の増設、系統性を重視した総合的な学習の時間における探求的な学びの充実などを進めていきます。</p> <p>定通体連後志支部大会に出場した真狩高校は、バドミントン部が女子団体が優勝し、男子個人2名、女子個人1名と合わせて全道大会へ出場しました。また、バレーボール部は、男女ともに準優勝となり全道大会へ出場しています。</p> <p>結果、バドミントン部が女子準優勝、男子個人ベスト8入賞など健闘しましたが、両部とも全国大会出場には至りませんでした。</p> <p>児童生徒の個別の課題への対応については、定例校長会議をはじめ、随時、迅速な報告を受けており、常に学校との情報共有のもとに連携した取組を進めています。今後も、子どもたちのために、より一層情報共有を密に、学校への支援を続けていきます。</p> <p>次に、社会教育について申し上げます。</p> <p>校長の学校運営を支え、子どもたちの充実した学校生活を生み出すための学校運営協議会を開催し、令和5年度の学校評価結果の報告と本年度の学校経営方針やランドデザインについて説明をし、委員の皆様にご承認をいただきました。</p> <p>また、今後の教育施策に資するため「子どもたちに期待する姿」や「身に付けてほしい力」などについて、2グループに分かれての熟議を行いました。</p> <p>今後も、真狩村議会をはじめ、地域住民並びに教職員の皆様の御理解と御協力を賜り、教育行政の推進にあたります。引き続き、どうぞよろしくごお願い申し上げます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 5	議 長 (佐伯秀範)	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これで教育行政報告は終わりました。
	〃	日程 5 一般質問を行います。 順番に発言を許します。 4番 佐々木義光君
	4 番 (佐々木義光)	通告によりまして、一般質問いたします。 件名につきましては、農業関係機関で問題解決できる体制の整備についてです。 現在、JA、真狩村、農業委員会でそれぞれの役割があり、実践している状況です。 今後においては、各関係機関の情報を共有しながら課題を洗い出し、スムーズに問題を解決できる体制の強化が必要と考えますが、村長の考え方を伺います。 以上です。
議 長 (佐伯秀範)	答弁 岩原村長	
村 長 (岩原清一)	ただいまの佐々木議員の御質問でございますが、村では、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るため、行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や地域農業の振興を目的に、真狩村地域農業再生協議会がございまして、本協議会は、真狩村村長、真狩村農業委員会会長、ようてい農業協同組合地区担当理事、そしてようてい農業協同組合真狩支所長及び真狩村畑作生産組合組合長が委員となり、幹事会には各担当者のほか、オブザーバーとして後志農業改良普及センターや後志農業共済組合も参加しております。 また、村内における鳥獣による被害の軽減を図ることを目的に、真狩村鳥獣被害防止対策協議会を設立し、会員には猟友会倶知安支部真狩部会、ようてい農業協同組合真狩支所、ようてい森林組合、倶知安警察署	

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>真狩駐在所、まっかりニコニコクラブ広域協定、狩猟免許取得者及びその他関係団体により構成されています。</p> <p>いずれの協議会においても、関係機関との連携協力のもと、農業施策に対する課題を共有し、解決に向けた協議を実施してきております。</p> <p>令和5年4月1日に施行された、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い「人・農地プラン」から「地域計画」に名称が変わりました。10年後の農地利用の将来図となる「目標地図」の作成が新たに義務付けられました。</p> <p>「目標地図」は、高齢などで耕作できなくなった際に、次の耕作者へスムーズに引き継がれるようになるもので、地域の将来の農業を守ろうとする上で重要なものとなっています。</p> <p>この「地域計画」の策定において、農業者、農業法人及び農地を保有する者に『今後の農業経営に対する意向調査』を実施し、計画の策定に向けた協議の場として、北海道農業公社、ようてい農業協同組合及び真狩村農業委員会が参画し、協議を実施した上で策定されたものでございます。</p> <p>計画の中では、地域農業の現状及び課題、地域における農業の将来の在り方、将来に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標などを定めております。</p> <p>農業者の皆様とは、今までも様々な機会を活用し、御意見等を聴取させていただいております。そして、農業施策の推進や課題解決のために、常日頃からJAようてい真狩支所とも連携を図りながら行政運営をさせていただいております。</p> <p>今年度、予算化されました「ゆり根種子購入費助成事業」では、JAようていゆり根生産組合長及びようてい農業協同組合真狩支所長の連名による要請書が提出され、意見交換を行った中で、事業実施をする運びとなっております。</p> <p>今後におきましても、検討課題に応じて、各協議会での議論を深め、課題解決に向けて努力してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 4 番 (佐々木義光)</p>	<p>佐々木義光君</p> <p>ただいま村長から、既存の農政対策協議会があり、その中で協議しながら進めていっているし、今後もいくという答弁がございました。</p> <p>新たな組織を作り上げるのではなくて、既存の会議体・協議体をうまく</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>利用しながら進めることが必要だと思います。再生協議会の他にも、以前農政対策協議会という組織体もありました。そういう会議体をうまく活用しながら、関係機関が横断的に情報を共有して、課題を洗い出し、優先順位を決定して、改善手法を用いて一つずつ改善していく、活用していくということがスムーズな課題解決につながると思いますので、今後におきましても既存の会議体・協議会をうまく活用しながら進めていただきたいと考えます。</p> <p>以上です。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>答弁 岩原村長</p> <p>それでは、ただいまの佐々木議員の御質問にお答えをいたします。</p> <p>当然、今の農業における状況は非常に厳しいものがございます。肥料・飼料、それからコストが非常に上がっていると、そういうような問題もございます。それからこの天候不順、天候の異常、気候異常、それについてもここ何年も3年くらい、私の覚えている中では真狩でも続いているのかなというふうに思っております。</p> <p>そういった中で、様々な問題が生じておりますので、今佐々木議員がおっしゃられましたとおり、既存の組織でできることを精一杯協議しながら、課題改善に努めていきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>(佐々木議員「終わります。」)</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>これで、佐々木義光君の一般質問を終わります。</p> <p>次に、7番 陰能裕一君</p>
	7 番 (陰能裕一)	<p>通告に従い、一般質問を行いたいと思います。</p> <p>コロナ禍も明け、昨シーズンにおいては当地を訪れる外国人観光客の方々も回復したように感じてございます。リゾートエリアでは、大変高額な食事が話題となったり、あるいは倶知安町のスーパーではショーケース一面がウニだらけだったり、こういう景気のいい話が聞こえてきたりしている次第でございます。当村においても、主に東南アジア系とおぼしきハネムーンの方々がドレスを着て、着飾って羊蹄山をバックにプロのカメラマンを使いまして写真を撮っているといったような光景が多々見られるわけでございます。</p> <p>一方、当村においてもやはり飲食店でのいわゆる「食い逃げ」である</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>とか、あるいは店舗を利用しないでトイレだけを利用したりとか、あるいは除雪をしたばかりの店先でクルマの雪を落として行ったりだとか、そういう言葉が通じないのを逆手に取った迷惑行為というのが増えてきているという声も聞こえております。</p> <p>個々の事業者では、こうした対応が難しい一方、行政としてもなかなか関与の難しい問題とは重々承知しておりますが、こうしたいわゆる「オーバーツーリズム」といったものの対応について、村長の考えをお伺いしたいと思います。</p> <p>答弁 岩原村長</p> <p>ただいまの陰能議員にお答えいたします。</p> <p>外国人旅行者数、いわゆるインバウンドはコロナ禍以前を上回る回復を見せております。令和6年3月に、外国人旅行者数は308万人と、統計を取り始めました昭和39年以降、初の単月300万人超え、その消費額もコロナ禍以前を上回り、過去最高となるなど、観光地はにぎわいを取り戻しております。</p> <p>その一方で、一部の地域では過度の混雑やマナー違反などの問題が生じております。観光リゾート地として満足度低下につながりかねない事態にもなっているかなというふうに思っております。</p> <p>有数のリゾート地を抱える管内では、特に飲食店内を長期占有したり、会計前に商品を開封したり、飲酒運転、トイレを汚すなど、文化の違いもあると思いますが、様々なマナー違反が発生しているようです。</p> <p>議員の御指摘のとおり、村内飲食店においても無銭飲食や予約の無断不履行、店内トイレトペーパー等の持ち帰りなどが幾つか発生していると聞いております。これらの問題に対して、管内各町村におきましても対応に苦慮しているようでございますが、貼り紙など外国人旅行者に対して注意喚起をすることを第一とし、金銭的な被害については警察に相談したりするようしたいと思います。</p> <p>本村におきましては、管内町村や商工会と連携を取りながら、マナー違反問題への対応を検討してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 7 番	<p>陰能裕一君</p> <p>ただいま、大変分かりやすい答弁をいただきました。マナー違反と区</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	(陰能裕一)	<p>分される数々の迷惑行為と、こういうものに対してしっかり対処していきたいという答弁でございます。確かに村長答弁のとおり、文化の違いだとか、そういったこともあるようでございますが、やはり性善説というか、やはり元来日本人の持っているおもてなしの心といいますか、そういうのが日本観光における安心・安全のその基になっているということは、皆様誰も御承知のとおりだと思うのだけれども、やはりそれを逆手に取るというか、何かそんなようなところが見えてまいります。例えば、朝、降雪期の動きなんかを見ますと、具体的な話をすれば、ニセコエリアからルスツリゾートの方に決まった時間にエクスカージョンというのでしょうか、オプションというのでしょうか、そういった送り迎えのことをしている人方の中に、だから決まった時間に同じような人というか、当然お客さんは変わるのですけれども、決まった時間に同じような被害が出ているというようなことも目にしているところでございます。</p> <p>各商店における貼り紙による注意喚起、これも大変重要でございます。何せ、言葉が分からないですし、書き方についてもある程度のノウハウと言いますか、穏便な書き方と言いますか、その工夫も必要ですし、大変重要とは思いますが、どうも先ほどの行動なんかを見ていると、これはもう想像の範囲でしかないのですが、いわゆる情報サイト、そういった媒体の中で、何かそういう良からぬノウハウというか、あるいはそういうドライバー同士でのことなのかも分かりませんが、あそこへ行ったら、ちょうどクルマが暖まって真狩まで来たらちょうど信号待ちで雪が落ちてくるので、あそこで雪をほろってトイレを借りればいいんだみたいな、何かそういったような口コミと言いますか、何かそういうのがノウハウとして拡散しているのではないかなというふうに思います。また、貼り紙ばかりでなく、やはりそういった分野での何か情報発信とか何かそういうことが対策が必要でないかというふうに考えますので、その辺について、まずは再度考え方をお伺いしたいと思います。</p> <p>あと、大変私は不勉強で申し訳ないのですが、たしか国では2千何十年だかまでに外国人観光客の数を数値目標を設定して何人までに増やすのだというような目標を決めて、それに伴った施策を打っているように、たしかうろ覚えでございますが、あったと記憶をしています。ここは村ですから、商工会ですね。あるいは各関係機関の中でそういった、例えば食い逃げなんていうのは、先にチケットを買ってもらうだとか、あるいは昨今はQRコードが店頭にあって、自分のスマホで注文と決済を全部してしまうとか、何かそんなようなシステムがあるようでございます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>そういったものについての幾つか方法はあるかと思うのですが、そういった部分についての支援とか、そういったような調査とか、そういうものも必要なのではないかと思います。</p> <p>あとは、オーバーツーリズムというのは大変広い概念でございまして、先に挙げたものの他にも、いろいろ先ほど村長の答弁にもありましたが、あまり混雑しすぎて、ちょっと満足度が下がる、ざっくりと自然破壊的なこともあったりとか、あるいはレンタカーによる交通事故等のトラブルというのも入ってくるのかと思います。予期せぬそういう広い範囲にわたって幾つか出てくるのが予想されますが、そういうことの一つ一つによって対処するのはなかなか難しいことだと思いますが、情報収集といいますか、その辺の心構えといいますか、3点目につきましてはそういったちょっとざっくりした話になってしまうのですが、そういったところの心構えといいますか、そういった点について、再度村長の考えを伺いたいと思います。お願いします。</p> <p>答弁 岩原村長</p> <p>ただいまの御質問にお答えいたします。</p> <p>陰能議員が心配されていることにつきましては、この管内全部の町村が対象になっているようなこととございます。オーバーツーリズムという言葉は、真狩では宿泊施設が少ないものですから、そうでもないのかというような話もありますが、実際はニセコからあふれているオーバーツーリズムの方がこちらの方に流れて、管内に流れていっている。それは呼び水として管内に拡散させるという、そういった一方でそういうような行政的な観光のマーケティングをしているところもございます。そういった意味で、外国人の方が真狩村にたくさん街角でもどこの施設でも、今年の冬なんかは特に見かけるようになったというのは、間違いのない事実でございます。</p> <p>そういった中で、マナーが良い方もたくさん来ていらっしゃるのですが、オーバーツーリズムですから、マナーの悪い方もたくさんその分入ってきているところもございます。そういった方に粘り強く注意喚起する。言葉の違いというのもございますけれども、やはり少しずつそういうような認識を、先ほど議員が言っておりました日本のおもてなしの心を逆手に取ると言いますが、そういった部分は確かにあると思います。ですけれども、そのおもてなしというのはこういうことなんだよということをしっかり伝えていかないといけない。そういった意味で貼り紙、</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>それから先ほど言いました情報サイトに載せる、そういうようなことも含めて、今後検討していきたいというふうに思います。</p> <p>ただ、これはできれば広域的な取組として一斉にやらないことにはあまり効果が薄いのかなという概念もございますので、今後、いろんな観光協会もございますし、後志観光協会もございますし、商工会の事務局長会議でも話題になったというようなことも聞いておりますので、そういったところで、何かしら観光協会も含めて検討、それから協力の輪を広げていくようにして、時間はかかるとは思いますが、少しずつ変わっていただけるように持っていきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>(陰能議員「終わります。」)</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>これで陰能裕一君の一般質問を終わります。</p> <p>次の一般質問に移ります。</p> <p>1 番 大平慎一郎君</p>
	1 番 (大平慎一郎)	<p>それでは、私から事前通告により質問をさせていただきたいと思います。</p> <p>私は議会議員になって1年が経過いたしました。定例会・委員会などで何度か質問を行い、その度に村長及び担当職員から御答弁をいただいております。</p> <p>私どもが、村政の全般にわたって質問ができる主な機会は、年4回の定例会一般質問、予算・決算に関しては特別委員会の総括質問であります。</p> <p>それらの質問事項は、事前通告をすることとなっております。</p> <p>しかしながら、必ずしも質問とかみ合った答弁ばかりをいただいているわけではありません。すぐに回答が出されない場合、回答が先送りとされることなどがありますが、状況によってはそれは致し方ないことと考えます。</p> <p>村の行政は常に動き、継続をしていきます。</p> <p>我々の質問も、回答がない場合・先送りとなった場合については、継続していかなければ意味がありません。</p> <p>私の一般質問などにおいても、先送りとなったり、いまだ回答が届いていないものがあります。</p> <p>そこで、執行者側の答弁などに対する責務と、質問時に速やかなる回答がない場合、先送りされたり・検討を要するとなった場合について、</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>その後の村長が取るべき対応などについて、御所見をいただきたいと思 います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>答弁 岩原村長</p> <p>ただいま御指摘をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>私を含め、執行者側の発言の責務についてということでございますが、 大平議員をはじめ、ここにいらっしゃる議員の皆様から御意見、また御 指摘を執行者として日々検討しながら、議会の協議を重ねながら、両輪 となって村政を進めなければならないと、そういうふう考えていると ころでございます。</p> <p>そして、議員の皆様にも御存じだと思いますが、議会での意見の他に も経済団体、教育団体、福祉団体や高齢者、若いお母さん方の団体から も、議会の他にもいろいろ要望が寄せられているところでございます。</p> <p>当然、役場担当者が対処する村民からの案件、それから私に直接耳に 届く村民の声もでございます。こうした大小様々な声に応えることが執行 者側としての責任であり、務めであると考えているところでございます。</p> <p>しかし、全てをかなえることは財政的問題や人材不足などで、なかな か一朝一夕に解決できるものは少ないというのも現状でございます。当 然議会での指摘事項を含め優先順位を定めながら、また効果的で効率的 な手法を考えながら、全ての案件を慎重に検討させていただいておりま す。そして、それらの一つ一つが政策として速やかに具現化、実現化す ることが、執行者としての責務と考えておりますし、議員の皆様と村民 に対してのそれが答え、回答になるとも信じているところでございます。</p> <p>これからも、常任委員会での協議事項や予算・決算委員会、さらには 補正予算審議の中で御説明を申し上げますので、皆様の御指導御鞭撻を よろしく願いしたいとして、答弁とさせていただきます。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 1 番 (大平慎一郎)	<p>大平慎一郎君</p> <p>御答弁ありがとうございます。</p> <p>私の質問した事項については、この議会における委員会とか、この議 場の本会議で、我々の権利の中で正式に一般質問なり総括質問させてい ただいた部分について未回答のまま終わってしまうということについ て、それはちょっとなおざりにされたものであると。それについては、</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>検討を要するとか、調査するとか、それはそれで問題はないと思います。ただ、未回答のままずっといくということに対して、私はどうなのかなと。まだ私は1年足らずですから、回答をいただいているものもあるというものについては、またこの後回答をいただけるのかもしれませんがですけども、その辺の関係について伺っているのです。</p> <p>多分、村長の回答の中でいろんな要望、いろんな団体から要望がある、会議の中で村長にお話がある、その分についてもいっぱいあるよと。それは慎重に検討しながら職員と共々回答できるように、改善に向けていきたいということの答弁なのかなと思っております。</p> <p>ただ私は、議会に限っての部分がある程度言わせていただいております。先送りされた件などについての回答は、いつどのような形で示されるのでしょうか。投げたボールは黙って持っているのではなく、投げ返してもらわなければならない。私も本当にまだ1年ですし、前は皆様方の立場でいたこともありますですけども、やはり、ちょっと難しいのですけれども、どこかの点でやっぱりその回答なりをいただかなければならない。その投げ返してもらうボールというのは、いつどのようなところで返していただけるのか。難しいと思います。村長のお考えをお聞きしたいと思います。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)</p>	<p>答弁 岩原村長</p> <p>ただいまの大平議員の質問でございますが、総括質問、それから一般質問の中で、未回答ということはちょっと記憶にないです。どういうことか答えなかったということではなくて、検討するというような言葉とか、そういう部分については、その皆さんの意見を聞いて、今後事務方としてそれはどうなのかを検討を続けるというような意味での検討することなのかなと思います。未回答というふうになっている答弁というのがちょっとはっきり分からないところもございますけれども、未回答で答えないで終わったということはなかったかというふうに理解しております。ちょっと答弁になっていないのかもしれないですけども、一応そういうような認識でいるということでございます。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 1 番 (大平慎一郎)</p>	<p>大平慎一郎君</p> <p>回答が先送りされたり、未回答ということで、私は表現させていただきました。先送りの部分はあると思いますし、この後、私は質疑してい</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>く計画の中で未回答の部分が出てくると思いますので、その御答弁は用意していただきたいと思います。</p> <p>そこで、今回は私が定例会等で質問した中で、現実的に回答を待たされたり、疑問に思う何点かについて、経過を含めて質問をさせていただきたいと思います。</p> <p>令和5年第4回定例会において、私は「村の保有する公共施設等の老朽化及びその維持管理について」として、村の策定した公共施設等の総合管理計画及び公共施設個別計画について質問をさせていただきました。村長の、1回、2回目の答弁は、計画書の一部を、私の感想ではそのまま朗読するようなことが多く、平準化した削減の仕組みなど、計画内容の質問に対してはほとんど回答らしい回答がありませんでした。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>大平議員、発言を一旦中断してください。</p> <p>大平議員に申し上げます。ただいまの発言は、通告の趣旨の範囲を超えておりますので、そういった個別の案件についての質問はお控えください。</p>
	1 番 (大平慎一郎)	<p>この件については、以前に質問をして、御答弁をいただいた、要するにこの土俵の中でやりとりをした件であります。さらに、この件については、村長からまだ私が回答いただいていないという認識、この後聴いていただければ分かると思うのですけれども、村長の方からプランがあれば提示することができるという。その提示することができるということは、それはプランがあれば、あったかどうかの確認は多分できると思うのです。そういう部分の中で、私はこの通告からずれているとは思っておりません。</p>
11:04	議 長 (佐伯秀範)	<p>発言を止めてください。</p>
	〃	<p>暫時休憩いたします。</p>
11:18	〃	<p>休憩を解き、会議を再開します。</p>
	〃	<p>ただいまの1点の質問について、村長から答弁をいただきます。席にお戻りください。</p>
	1 番	<p>申し訳ございません。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	(大平慎一郎)	<p>ただいまの1点の部分については、私は質問の途中でした。続けてよろしいでしょうか。</p> <p>概略は分かると思うのですけれども。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>この一般質問については、理解いたしかねております。</p> <p>先ほども注意いたしました、発言がなお通告の範囲を超えております。したがって、会議規則第54条第2項の規定によって、発言を禁止いたします。</p> <p>これで、大平慎一郎君の一般質問を終わります。</p>
1 番	(大平慎一郎)	<p>ちょっとお待ちください。</p> <p>今議長は、村長の答弁を認めた言い方をしていましたよね。私は全部言っていないのです。途中までしか言っていなかった部分で、村長が答弁してくださいという話をしてから、またそれを覆すようなことでよろしいのでしょうか。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>失礼いたしました。その点については失礼いたしました。なおかつ大平議員がその発言を続ける状況にあったので、止めさせていただきました。</p>
1 番	(大平慎一郎)	<p>それではですね、今概略の部分が分かるのですかね。したら、これについて村長から答弁をいただけるのであれば、今のこの質問はここで止めますけれども、御答弁をいただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。</p> <p>議長は、まず、折れたという言い方は変なのですけれども、私がいろいろ言った中で、とりあえず村長の、私の質問の趣旨について答弁をしてくださいと言ってから、したら質問を続けます。それはだめです。そういう話ですよね。全部が私は質問できているわけではありませんけれども、そこまで答弁ができるのであるならば、御答弁をいただきたいと思います。答弁があったら、その後の答弁に対する質問も続けるかもしれません。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>私が軽率な、質問の途中でありながら村長に答弁を求めると言った発言は、撤回したいと思います。私が間違っておりましたので、その辺は御理解いただきたいと思います。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	1 番 (大平慎一郎)	それはおかしいでしょ。1回議長が発言をして、そして答弁を求める。それはそのままであれば答弁していたのです、村長は。私が、じゃあ全部が全部言っていないから続けますけれどもと言ったら、それはだめです。何か、議長の言っている意味なり一貫性がないと私は感じております。その撤回は、撤回してください。
11:22	議 長 (佐伯秀範)	休憩します。
11:45	〃	休憩を解き、会議を再開いたします。
	〃	先ほど、大平議員の発言と私と行き違いがありまして、休憩させていただきましたことをおわび申し上げます。 先ほど、大平議員から、個別の事案について1つだけ回答できないかということがありまして、協議しました。例外的にこの件について、この件についてのみ村長の答弁を求めたいと思います。あくまでも例外的でございますので、これ以外のこと、その他の個別な事件については、質問の中には加えないようお願いいたします。 村長、答弁いただけますか。 (大平議員「議長」の声あり)
	〃	今、先ほどの質問に対しての村長の答弁を優先いたします。 岩原村長
	村 長 (岩原清一)	先ほどの大平議員の御質問でございますが、アクションプランについてインターネットに記載できるかどうかというか、アクションプランについてこれはインターネットには出ていなかったということでもありますけれども、「私もあれですが、30年間の期間の中で、70施設の30年間の期間というのが出てくるわけございまして、かなりのボリュームになるものでございますので、もしあれであれば提示することができるかなというふうにも思っております。」というような答弁だったかと思えます。その後、大平さんの方から、次の質問で、「施設ごとの改修計画がちょっと見当たらなかったということで、私は質問させていただきました。多分、計画シートなりアクションプランの中ではあるのではないかと思います。それは掲載してほしいと思います。」という質問が次の質問でございました。その質問に対しては、ちょっと私もかなり長いやりとりだったので、全部見ていない、斜め読みをしたところもあるのですが、そ

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		の部分についてはちょっと私は答えてなかったような気が、これを見る限り思います。それで今、アクションプランを見ましたら、かなり多くて、担当の方も検討したのですが、負荷がかなりかかるというようなことでございます。それで、一応そういうような部分も含めて今検討している。もし、あれであれば、大平さんの方にプランを提示することはできるかなというふうに思っているところでございますので、これについてももし大平さんが提示を望んでいるのであれば、その計画につきましては村の方で、もしかしたらインターネットの方に、アクションプランにつきましては紙のほうで役場の方で閲覧させますというふうにも書いて、今検討しているということでございます。
	議 長 (佐伯秀範)	<p>一般質問については、基本的にはその都度完結しておりますので、これまでの質疑・質問の回答に対応して答弁を求めたいのであれば、次の定例会等の機会を通じて、改めて質疑・質問を行っていただきたいと思っております。</p> <p>大平議員の一般質問を続けます。よろしいですか。</p> <p>大平慎一郎君</p>
1 番 (大平慎一郎)		<p>申し訳ございません。ちょっと私の質問で議会を混乱させたこととおわびを申し上げたいと思います。</p> <p>今、議長の配慮により、私の最初の、最初のというか、公共施設整備計画の最初の質問について、村長からの答弁をいただくと、これについてのみ答弁をいただくということで、村長から答弁をいただきました。その後の質問については、議長は受け付けないということなので、これは私にとってみれば比較的まだつなげていきたいなという希望があったものでございまして、この答弁にかぶせてまた質問を続けることは、今は止めたいと思います。この後については、また私なりに検討し、また議会事務局、議長とも状況によっては相談をしながら、次に展開をしていきたいと思っております。以上でございます。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>これで、大平慎一郎君の一般質問を終わります。</p> <p>次の一般質問に移ります。</p> <p>5 番 向井忠幸君</p>
5 番 (向井忠幸)		<p>先に通告しております、任期満了に向けて村長の考えをお伺いしたいと思います。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>村の舵取り役として3年7か月が過ぎようとしております。</p> <p>この間、約3年間はコロナ禍ということでイベントや様々な事業が縮小され、大変な御苦勞をされたと思いますが、コロナ禍においては中小企業者経済対策や農業経済対策、あるいは生活支援対策など、いろいろと対策を講じてこられました。また、人口減、移住・定住対策では、道の共済住宅の購入や社の森ふれあい分譲地事業など、そして財政健全化に向けては、基金残高を約2億4,500万ほど増やし、さらに起債残高を約2億4,600万ほど減らすなど、財政健全化に向けても取り組んできておられます。しかしながら、社の森ふれあい分譲地事業、そしてフラワーセンター運営改善、道営水利施設等保全高度化事業などまだまだ始まったばかりの事業が多くあり、まだまだ道半ばであると思います。</p> <p>岩原村長も11月で任期満了となります。まだ再選に向けて表明されていませんが、残すところあと5か月となったところでございます。</p> <p>そこでお伺いをいたします。真狩村の舵取り役として2期目に向けて挑戦するのか、もし挑戦するとしたら、主な政策や村づくりの「思い」をお伺いしたいと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	答弁 岩原村長
	村 長 (岩原清一)	<p>向井議員大変ありがとうございます。私事ながら2期目に向けての考えを述べる機会をいただきましたことを議員の皆様へ感謝を申し上げます。</p> <p>私は4年前、【誰もが暮らしやすい未来志向の真狩】を掲げ、議員の皆さんをはじめ多くの村民の方々に御推挙をいただき、村長選挙への立候補を決意いたしました。</p> <p>しかし、当時は、新型コロナウイルス感染症が日本列島を覆い尽くし、緊急事態宣言が発令され、学校をはじめ、社会的機能や経済活動が停止するなど、前古未曾有の危機的状況が続いておりました。さらに、治験済みワクチンや治療薬もなく、不安と恐怖が世間を席卷し、外出自粛や営業規制の長期化は、真狩村にとって全ての産業の根幹に関わる大きな問題でもありました。そして、日常の行動規制は、村民の皆様にとりましても閉塞的な生活を強いられ、心身ともに疲弊した日々が続いたことと思います。</p> <p>まず、私が専一に当たったのは、村民の健康と生活、そして、真狩村の産業・経済をコロナウイルスの禍からしっかりと守りきることでござ</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>いました。</p> <p>コロナワクチン接種体制の確立から始まり、マスク等の必要物品の確保、また配布、各学校と医療機関、全公共施設の感染拡大防止の備品導入と施設の改修を行い、また、地域経済を支える商工、農業経営者への給付金の支給や、エネルギー価格・物価高騰分の助成も行いました。更に、生活支援としてプレミアム商品券の発行、水道料、給食費の減免など3億3千万円余りの事業を実施しておりました。</p> <p>しかしながら、これらは現状レベルを維持するための、マイナスをゼロにする支援施策であり、コロナの爪痕は、身体だけではなく心にも深くダメージを残し、村づくりにも影響を与えました。就任から多くの時間がコロナ対策となり、私が目指す村の姿へ進むことが十分に出来たとはいえません。</p> <p>私は、真狩村の将来性やポテンシャルは高いものがあると思っております。</p> <p>先日、人口戦略会議が発表した若年女性人口の指標からなる「消滅可能性自治体」から真狩村は除かれました。そして、過去5年間の合計特殊出生率 1.52は、道内市町村の上位8位グループにランクインされております。週末にキッズパークから上がる子供たちの歓喜の声は、村の活気と元気のパロメーターとしてこれからも子育て支援の充実と同時に新たな移住・定住の促進に努めてまいりたいと思います。</p> <p>四半世紀ぶりに食料・農業・農村基本法が、『食料安全保障の確立』、『環境と調和のとれた食料システムの構築』、『農業の持続的な発展』、『農村の振興』、これらを基本理念として改正されました。</p> <p>本村の基幹産業でもある農業にとって極めて重要な法律であります。世界の食料需要の変動、地球温暖化の進行、そして、人口減少による生産水準の維持・発展と地域コミュニティーを繋ぐ農村の振興など多くの問題を解決していかなければなりません。</p> <p>村では、農用地の姿を明確化する地域計画を定め、農地の受け手・担い手を広く確保し、農地の集積・集約化を進め、土地改良では農地の区画整備や汎用化など、スマート農業やGXなど、新たな農業展開に向けた基盤整備として、道営水利施設等保全高度化事業を積極的に進めてまいります。真狩農業はこれからもトップランナーとして、食料の安全保障や自給率の強化のため、生産性と付加価値の向上を目指していかなければならないと思っております。</p> <p>観光業は、日本の成長産業と目されております。ここ羊蹄山麓エリアは世界有数のリゾート地として多くの訪日外国人観光客、いわゆるイン</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>バウンドに溢れており、外国からの投資の勢いも依然として衰えておりません。</p> <p>こうした状況は、村の観光にとってもチャンスであり、この好機を活かすために村内・村外の関係団体との連携を強化する必要があります。このエリアにあつて真狩村らしい観光資源を再編成し、観光コンテンツの創造・発信をし、地域が「儲かる」観光マーケティングの強化を実現したいと考えております。</p> <p>真狩村は今年、開基 130 周年を迎えました。多くの先人・先輩・諸兄弟が一步一步の弛まぬ努力を積み重ね、今の暮らしやすい社会を私たちに繋いでくれています。</p> <p>一方では、最近、【国土強靱化】という言葉がよく使われます。これは、災害で致命的な被害を受けない「強さとしなやかさ」を備えた安全・安心な地域・経済社会を構築することを目的としています。災害に対する対処・防災ばかりではなく、避難施設の整備と耐震化、インフラ老朽化対策、広域的な道路ネットワークの機能強化は喫緊に取り組まなければならないことだと思っております。</p> <p>私たちが受け継いだ社会資源は、今の暮らしのためだけではなく、これからの次世代、未来の子どもたちが引き継ぎ、利用される価値のあるものでなければならないと考えております。</p> <p>こうした考えを基本に【誰もが暮らしやすい未来志向の真狩】に邁進していきたいと考えております。</p> <p>先日、私の後援会とも相談をさせていただきました。</p> <p>村民の皆様の御支援をいただけるのであれば、引き続き全力を挙げて 2 期目の村政運営に当たらせていただきたいと思いますと考えております。これからは議員各位をはじめ、村民の皆様の御理解、御協力をいただきながら取り組んでいく所存でありますので、よろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきますと思います。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 5 番 (向井忠幸)</p>	<p>向井忠幸君</p> <p>今、2 期目に向けて再度挑戦すると、大変熱い思いをお聞かせいただきました。どれもこれも本当に大事なものと私も認識をしているところでございます。</p> <p>村長の思いの中にもありましたけれども、真狩村の基幹産業は農業であります。今、農家戸数も減っており、100 戸を切っている状況でございます。1 戸当たり平均面積が、耕作面積ですけれども、28 ヘクタールと、</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>耕作面積も増えているような状況でございます。先祖からいただいたこの真狩の雄大な大地を、今若い後継者たちがしっかりと守っていただいておりますことに、私も心から感謝と敬意を表するところでございます。</p> <p>また、今の農業、人手不足といいましょうか、働き手がなく、本村でも多くの外国人労働者が入っております。村長も御承知のとおり、外国人労働者がいなくては営農が成り立たない状況であります。しかしながら、外国人労働者の住むところがないのが現状でございます。居住対策もこれからの喫緊の課題となっているというふうに私も考えておりますので、こういった問題点もよろしくお願ひ申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)</p>	<p>答弁 岩原村長</p> <p>ただいまの御質問にお答えいたします。</p> <p>真狩村は、今向井議員がおっしゃいましたとおり、農業の村でございます。農業を取り巻く環境が日に日に厳しくなっているという認識は、私も持っているところでございます。これはなかなか10年前とちょっと違う問題点がたくさん出てきている。世界的な動向といえますか、肥料・飼料の高騰、それから気候の変動についての部分もございまして。そういった意味で、本当に農業を取り巻く環境は今以上に厳しくなっていくことだと思っております。</p> <p>そんな中で、北海道は日本の食料基地としてしっかりとした役割を担っていかないといけない。そういうような中で、先ほども言いましたとおり、真狩村は農業のトップランナーとして、管内の農業の中でもトップクラスだと私は認識をしているところでございます。</p> <p>そういった中で、新しい農業の問題として、人口減少というものもございまして。そういった中で、外国人実習生、これがたしか国の方でも正式労働者として認めるということで、長期的に今までと違って居れるようになるということになりますと、真狩村でもそういう方の受入れについてはちょっと真剣に考えていかないといけないというふうな認識を持っております。人手があつてこそできる農業というか、農業経営のところがございまして。そういった意味で、今議員がおっしゃられましたとおり、人手の住む家の確保について、関係団体、それから農業者の方とよくよく話しながら、これからも推し進めて、真狩の農業がいつまでもトップを走れるように努力をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		(向井議員「終わります。」)
	議 長 (佐伯秀範)	これで、向井忠幸君の一般質問を終わります。 以上で、一般質問を終わります。
12 : 08	〃	ここで、昼食のため、休憩といたします。 1時30分再開といたします。
13 : 30	〃	休憩を解き、会議を再開いたします。
日程 6	〃	日程 6 真狩村選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。
	〃	お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、 指名推選としたいと思えます。 御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。
	〃	お諮りします。 指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。 御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決定しました。
	〃	真狩村選挙管理委員には、松枝隆正君、田村美信君、横山宜枝君、野 村富雄君、以上の方を指名します。 続いて、同補充員には、第1順位 山田芳男君、第2順位 大廣壽男 君、第3順位 横川善安君、第4順位 大廣美奈子君、以上の方を指名 します。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 7	議 長 (佐伯秀範)	<p>お諮りします。</p> <p>ただいま議長が指名しました方を、真狩村選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、真狩村選挙管理委員には、松枝隆正君、田村美信君、横山宜枝君、野村富雄君、以上の方が当選されました。</p> <p>続いて、同補充員には、第1順位 山田芳男君、第2順位 大廣壽男君、第3順位 横川善安君、第4順位 大廣美奈子君、以上の方が当選されました。</p>
	〃	<p>日程 7</p> <p>報告第1号 令和5年度真狩村一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告いたします。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>報告第1号 令和5年度真狩村一般会計繰越明許費繰越計算書について</p> <p>令和5年度真狩村一般会計予算の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。</p> <p>令和6年6月20日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページをお開きください。繰越計算書となっております。</p> <p>本件につきましては、令和5年度一般会計補正予算第9号及び第14号において、令和6年度への予算の繰越の議決をいただいております、この度、繰越明許費繰越計算書を調整しましたので、報告するものです。</p> <p>2款 総務費、3項 戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム整備事業につきましては、戸籍及び戸籍附票システムの振り仮名対応及びマイナンバーカードへの氏名の振り仮名・ローマ字対応に掛かるシステム改修費用で改修の事業期間が延び、令和6年度内での完了見込みとなったことから繰り越し、システム改修を進めておりますが、このうち戸籍の附票への旧氏の記載の施行日が令和9年度に変更となったことにより、旧氏及び振り仮名の記載に係る戸籍附票システムの改修が令和8年度以降の対応となりましたので、翌年度繰越額929万5千円のう</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 8		<p>ち、その部分に掛かる改修費、約 139 万 7 千円につきましては、先送りとなります。</p> <p>続きまして、6 款 農林水産業費、1 項 農業費、担い手確保・経営強化支援事業につきましては、意欲的な取組により農業経営の発展を図ろうとする担い手の農業機械等の導入を支援するための国の補助事業となりますが、2 経営体が、トラクター、豆用コンバイン、四輪駆動フォークリフトなどの農業機械を購入するもので、年度内までに納品される見込みがないことから繰り越し、8 月末日までに納品される予定で進めております。</p> <p>10 款 教育費、1 項 教育総務費、学校施設エアコン設置事業につきましては、昨年のような猛暑に対する生徒への安全対策として、小・中学校の普通教室、保健室等にエアコンを整備するもので、工事が年度内までに完了する見込みがないことから繰り越し、工期を 10 月 31 日までとしておりますが、夏休み期間中に施工完了する予定で進めております。</p> <p>翌年度繰越額の合計額は、7,120 万 4 千円となります。</p> <p>以上、御報告申し上げます。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>以上で、報告第 1 号 令和 5 年度真狩村一般会計繰越明許費繰越計算書については、報告を終了しました。</p>
	〃	<p>日程 8</p> <p>承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算（第 1 号））を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて</p> <p>地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。</p> <p>令和 6 年 6 月 20 日提出</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページをお開きください。専決処分書となっております。令和6年4月1日に専決処分をいたしました。</p> <p>次のページより、専決処分した補正予算につきまして説明いたします。</p> <p>令和6年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算（第1号） 第1条 令和6年度真狩村公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第2条 令和6年度真狩村公共下水道事業会計予算第4条の2に定めた未払金の金額「7,556千円」を「22,243千円」に改める。</p> <p>令和6年4月1日専決 真狩村長 岩原清一</p> <p>予算第4条の2に定めた未払金については、令和6年度より公営企業会計移行により3月31日をもって出納閉鎖となることから、令和5年度内に支払できない金額を令和6年度予算に計上し、令和6年度において、特例的支出として支払うものですが、増額となった理由につきましては、公債費の起債償還元利の償還日が3月31日分の1,468万7千円については、今年は日曜日のため、年度内の金曜日に支払できるよう金融機関とも協議をする中、年度内に支払できるとの判断により未払金に計上しておりませんでしたけれども、結果的に金融機関の判断としては、これまでどおりの支払方法、その日が日曜日であれば翌日の月曜日の支払ということで4月1日の支払となりましたので、専決処分により未払金の金額を増額し支出しております。</p> <p>以上、御承認のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 9	議 長 (佐伯秀範)	<p>討論なしと認めます。 これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算（第1号））を採決します。 お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。 （異議なし）</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算（第1号））は、承認することに決定しました。</p>
	〃	<p>日程 9 同意第1号 真狩村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 村長 岩原清一君</p>
	村 長 (岩原清一)	<p>同意第1号 真狩村固定資産評価審査委員会委員の選任について 真狩村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。 住所 真狩村字真狩47番地2 氏名 曾根勉 生年月日 昭和30年7月27日 令和6年6月20日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>提案理由でございますが、現委員の曾根勉氏が、令和6年9月26日をもって任期満了となるため、同委員を再任させたいというものでございます。 任期につきましては、令和6年9月27日から令和9年9月26日までということでございます。 曾根氏につきましては、現在68歳でございます。曾根氏は、現在真狩消防団の副分団長として活躍されておりました、また商工会においても</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		副会長を長い間歴任されているなど、人望が厚く、幅広い見識を持っている方でございます。さらに、これまで固定資産評価審査委員会委員を4期12年の長きにわたり務められておりますことから、委員の要件を十分に満たしていると考え、引き続き委員として選任したいため、同意を求めます。 よろしく願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから同意第1号 真狩村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。 お諮りします。本案は、これに同意することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 同意第1号 真狩村固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。
日程 10	〃	日程 10 議案第1号 真狩村税条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第1号 真狩村税条例の一部改正について 真狩村税条例の一部を別紙のとおり改正する。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>令和6年6月20日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページ以降に改正本文及び新旧対照表、そして改正ポイントを記載した説明資料を添付しておりますが、説明資料により説明させていただきますので、説明資料の1ページをお開きください。</p> <p>改正理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>主な改正点ですが、村民税関係では、1点目として、公益信託制度の活用拡大のため、公益信託に寄附を行う個人・法人に対する課税等について、公益法人並みの税制上の措置を講じるための改正となります。</p> <p>2点目は、災害等における減免を念頭に村民税、その下の固定資産税、特別土地保有税の減免規定に申請書の提出がない場合でも村長の職権で減免できる規定を追加するものです。</p> <p>2ページの附則の関係では、1点目として、令和6年能登半島地震災害により住宅、家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人村民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる措置を講じるための改正で、被災者が本村に転入してきた場合に適用するものです。</p> <p>2点目は、特別税額控除、いわゆる定額減税に係る規定の整備で、令和6年度分の個人村民税に限り、前年度の合計所得金額が1,805万円以下である納税義務者の所得割額から1万円を控除する。また、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、1人につき1万円を加算することや納税通知書に関する特例、公的年金等の所得に係る個人村民税に関する特例、同一生計配偶者の令和7年度分の特別税額控除等の規定を新設し、そして、特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、肉用牛の売却による事業所得や、4ページの上場株式等に係る配当所得等、土地の譲渡等に係る事業所得等、長期譲渡所得、短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、先物取引に係る雑所得等、特例適用利子等及び特例適用配当等、5ページの条約適用利子等及び条約適用配当等を個人村民税の所得割の額に含める読み替え規定を追加するものです。</p> <p>3点目は、3ページの固定資産税に係る課税標準の特例措置のうち、市町村の条例によって法で定める一定の範囲内で軽減の割合を定める、いわゆるわがまち特例に関し、法改正により新設された一定のバイオマス発電設備や居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出のため、官民一体となって実施される公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>施設の改修等について、特例割合を定める規定を新設する改正となります。</p> <p>4点目は、耐震性、耐久性、可変性等を備えた質の高い住宅の供給及び適切な維持保管等による長寿命化を促進するため、認定長期優良住宅に係る固定資産税を軽減する特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できるとする規定を新設するものです。</p> <p>5点目は、固定資産税において、評価替えに伴い、令和7年度及び令和8年度に地価が下落した場合に評価額を修正することができる特例措置の継続、宅地等及び農地について、評価替えに伴う税負担の急激な上昇を調整するための負担調整措置を令和6年度から令和8年度までの間継続、これに伴い、固定資産税の土地の課税標準額をもとに計算する特別土地保有税の特例期間を令和8年度まで延長するための改正となります。</p> <p>その他、上位法令の改正等に伴う条項ずれ及び文言の削除や追加などの改正となります。</p> <p>5ページの附則では、施行期日や村民税、固定資産税に関する経過措置を定めたもので、令和6年4月1日、令和7年4月1日など改正規定ごとの施行期日を定めています。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第1号 真狩村税条例の一部改正についてを採決します。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 11	議 長 (佐伯秀範)	お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第 1 号 真狩村税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 1 1 議案第 2 号 令和 6 年度真狩村一般会計補正予算 (第 1 号) を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第 2 号 令和 6 年度真狩村一般会計補正予算 (第 1 号) 令和 6 年度真狩村一般会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,171 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 714 万 3 千円とする。 第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。 令和 6 年 6 月 20 日提出 真狩村長 岩原清一 それでは、歳出より説明しますので、8 ページをお開きください。 2 款、1 項、3 目、12 節 委託料、用地確定測量業務委託 199 万 1 千円の追加です。旧御保内小学校敷地内の国有地の購入及び教員住宅敷地の売払い、また、錦町内にある 2 箇所の村有地の売払いに伴う分筆測量の経費を追加するものです。 16 節 公有財産購入費、施設用地購入費 92 万 2 千円の追加です。旧御保内小学校敷地内の道道三ノ原ニセコ線に接した教員住宅が建っている箇所に民有地が一部残っておりましてので、加野 123 番地 1、面積 120 m ² 及び先ほど説明した国有地、加野 46 番地 1 地先、面積約 1,215 m ² を今後の跡地利用のため購入するものです。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>7 目、11 節 役務費、通信運搬費 4 万 3 千円の追加です。12 節 委託料、ネットワーク機器設定業務委託 34 万 9 千円の追加です。これらの経費につきましては、真狩高校の一般事務の効率化を図るため、役場等で使用している行政ネットワークシステムに接続するための経費です。</p> <p>18 節 負担金, 補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金 116 万 6 千円の追加です。この後説明する定額減税調整給付金の給付に伴う「住民税及び人事給与システム」の改修費を負担するため追加するものです。現状では一般財源としておりますが、今後の事業費配分により一部助成対象となる予定でございます。</p> <p>8 目、14 節 工事請負費、交流プラザの暖房設備改修工事 300 万円の追加です。商工会事務所の温水暖房器が老朽化により故障したため、撤去して、FFストーブ 3 台を設置するため追加するものです。</p> <p>9 ページの 18 節 負担金, 補助及び交付金 220 万円の追加です、内訳として、ご当地特産品開発支援補助金 20 万円の追加です。特産品の開発について、1 件分の予算計上をしておりましたが、2 件分の申請となることから追加するものです。</p> <p>創業支援事業補助金 200 万円の追加です。本村において、新たに創業及び事業拡大等を行う事業者への工事費等の一部を助成するもので、今回 1 事業者から飲食業創業の申請があることから追加するものです。</p> <p>2 項、1 目、18 節 負担金, 補助及び交付金 5 万 6 千円の追加です。内訳として、地方税共同機構負担金 3 万 5 千円の追加です。本機構は、地方団体が共同して運営する組織で、地方税の申告や申請、納税をインターネット上で行えるシステムであるエルタックス等のシステムの開発、運用等の業務を行っており、その負担金が、受取共同収納手数料の令和 5 年度の実績が当初予算を上回ったことにより追加となります。</p> <p>環境性能割徴収取扱費 2 万 1 千円の追加です。軽自動車税の徴収事務に関する補正となりますが、軽自動車税環境性能割は、価格が 50 万円を超える軽自動車取得時に課税されるもので、賦課徴収事務については北海道が行っており、納税額の 5%を徴収取扱費として北海道に支払っておりますが、令和 5 年度に対象となる軽自動車の取得台数が増加し、納税額が見込みを上回ったことにより徴収取扱費も当初予算を上回るため追加するものです。</p> <p>3 款、1 項、1 目、10 節 需用費、消耗品費 26 万 6 千円の追加です。11 節 役務費 12 万 8 千円の追加です。内訳として通信運搬費 9 万円の追加、口座振込手数料 3 万 8 千円の追加です。18 節 負担金, 補助及び交付金 1,538 万 9 千円の追加です。内訳として、10 ページの北海道自治体</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>情報システム協議会負担金 31 万 9 千円の追加、低所得者支援及び定額減税調整給付金 1,507 万円の追加です。</p> <p>これらの補正につきましては、国が実施するエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援するための物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、以下臨時交付金と呼ばせていただきますが、これを活用して、低所得世帯等へ給付金を給付するための予算措置となります。</p> <p>二つの給付金の追加となりますけれども、1 点目は、「低所得世帯支援給付金」で、支給対象者は、本年 6 月 3 日に世帯全員の令和 6 年度分市町村民税均等割額が非課税である世帯主及び世帯全員の令和 6 年度分市町村民税所得割額が課せられていない者のみで構成される世帯の世帯主で、1 世帯 10 万円を支給するもので、51 世帯を見込み 510 万円を計上しております。ただし、令和 5 年度に支給対象だった世帯及び扶養控除になっている世帯は除かれます。また、これらの支給対象者のうち、18 歳以下の扶養されている子がいる場合は、一人当たり 5 万円を加算し支給するもので、15 人を見込み 75 万円計上しております。</p> <p>2 点目は、「定額減税調整給付金」で、定額減税が十分に受けられない方を対象に給付するもので、支給対象者は、令和 6 年 1 月 1 日現在、村内に居住し、個人住民税の所得割が課税されている定額減税の対象者で、定額減税可能額が令和 6 年度分の「推計所得税額」又は、「個人住民税所得割額」を上回ることが見込まれ、納税義務者本人の合計所得金額が 1,805 万円以下の方で、対象納税義務者 285 人に配偶者と扶養親族を加えた減税対象人数を 465 人と見込み、922 万円を計上しております。</p> <p>それと、これらの事務費として、コピー機等の消耗品、申請書等の送付、給付金の振込、給付金の給付に伴う「特別定額給付金システム」の改修等の経費を追加するものです。これらの経費につきましては、臨時交付金で全額賄われます。</p> <p>2 項、2 目、10 節 需用費、施設等維持修繕 120 万円の追加です。保育所の受電盤がショートして停電となり応急処置により復旧してありますが、電線から引き込む地下ケーブルの入替えが必要となるため、その修繕費を追加するものです。</p> <p>3 目、18 節 負担金、補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金 34 万 1 千円の追加です。国が掲げる「こども未来戦略」の施策であるライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化等の一環として、児童手当の抜本的拡充が 10 月から実施されることに伴い「児童手当システム」の改修費を負担するため追加するものです。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>4 款、3 項、1 目、18 節 負担金, 補助及び交付金、簡易水道事業会計補助金 18 万円の追加です。簡易水道事業会計の補正に係る収入及び支出予算調整のため追加するものです。</p> <p>6 款、11 ページの 1 項、3 目、10 節 需用費、施設等維持修繕 45 万 1 千円の追加です。JA ようていが指定管理している澱粉工場の敷地内にある土壌改良資材製造施設のシャッターが雪害により破損したため修繕するもので、全額建物災害共済保険金で賄われます。</p> <p>7 目、18 節 負担金, 補助及び交付金、草地畜産基盤整備事業負担金 418 万円の追加です。本負担金につきましては、公益財団法人北海道農業公社が村内で実施する草地整備に要する費用を村が受益者から徴収し、公社に負担金として支出するものですが、公社より事業費の増額に伴い受益者分担金も増加したため、負担金の増額の申入れがありましたので、追加するものでございます。</p> <p>7 款、1 項、3 目、10 節 需用費、施設等維持修繕 10 万円の追加です。まっかり温泉館内の誘導灯が故障したため、修繕費を追加するものです。</p> <p>8 款、5 項、1 目、18 節 負担金, 補助及び交付金、12 ページの公共下水道会計補助金 24 万 5 千円の減額です。公共下水道事業会計の補正に係る収入及び支出予算調整のため減額するものです。</p> <p>歳出合計、補正前の額 26 億 7,542 万 6 千円、補正額 3,171 万 7 千円の追加、補正後の額 27 億 714 万 3 千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6 ページを御覧ください。</p> <p>12 款、1 項、1 目、1 節 農業費分担金、草地畜産基盤整備事業分担金 418 万円の追加です。歳出で説明した負担金に対する受益者分担金となります。</p> <p>14 款、2 項、1 目、6 節 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,578 万 3 千円の追加です。歳出で説明した低所得世帯支援給付金及び定額減税調整給付金と事務費に対する国の交付金となります。</p> <p>2 目、2 節 児童福祉費補助金、子育て支援対策事業補助金 34 万 1 千円の追加です。歳出で説明した「児童手当システム改修」に対する国の補助金となります。</p> <p>16 款、2 項、1 目、1 節 土地売払収入、村有地売払い 966 万 7 千円の追加です。村有地の真狩 17 番地 1 の一部、予定売払面積約 273 m²、緑岡 22 番地 1 の一部、外 1 筆の一部、予定売払面積約 84 m²、また、旧御保内小学校教員住宅売払いに伴うもので、教員住宅の 4 棟分の敷地、加野 31 番地 4 地先、46 番地 1 地先、合計予定売払面積約 1,202 m²の売払いに伴う売払代金を追加するものです。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>2 節 建物売払収入、旧御保内小学校教員住宅建物売払 269 万 2 千円の追加です。旧御保内小学校の教員住宅の利活用について、閉校以来検討してまいりましたが、農業作業員の宿舎が不足していることから地域の農業者に払い下げてほしいという要望が強いため、御保内地区を対象とした一般公募による入札により売払いを行うもので、道道三ノ原ニセコ線の北側に木造平屋建て 1 棟、木造 2 階建て 1 棟、南の旧校舎側に木造平屋建て 3 棟の計 5 棟で合計床面積 355.89 m²の売払いに伴う収入を追加するものです。</p> <p>18 款、7 ページの 1 項、1 目、1 節 財政調整基金繰入金 139 万 7 千円の減額です。歳入歳出予算の調整のため減額するものです。</p> <p>20 款、5 項、1 目、11 節 雑入、建物災害共済保険金 45 万 1 千円の追加です。土壌改良資材製造施設の雪害による破損に対する保険金となります。</p> <p>歳入合計、補正前の額 26 億 7,542 万 6 千円、補正額 3,171 万 7 千円の追加、補正後の額 27 億 714 万 3 千円となるものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p> <p>5 番 向井忠幸君</p>
	5 番 (向井忠幸)	<p>1 点だけお伺いしたいと思います。</p> <p>9 ページ、まちづくり推進費の中の、18 節 負担金、補助及び交付金の中で、今創業支援事業補助金ということで 200 万ほどの補正予算が組まれたわけですけれども、この関係がちょっと聞き取れませんでしたので、詳しく説明をいただければと思います。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 企画情報課長 (西田恵治)	<p>答弁 西田企画情報課長</p> <p>向井議員にお答えしたいと思います。</p> <p>創業支援事業補助金の関係でございますけれども、昨年から当初、道の駅のところの横に出していた店舗のところに進めるという形で相談を受けていた事案がございました。あそこの方が昨年倶知安町のほうに移転されて、その後ということが入るということ、当初計画を進めていたところでございますが、どのように進めるかということがちょっ</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		とうまく計画が煮詰まらなかった関係で、若干その計画が遅れたことがございます。当初予算のところで載せる話で当初進んでいたのですが、その計画がちょっとずれていきましたので、一旦そのものを計画ができた段階で、もう一回再度話を進めましょうということで、今後道の駅の横のコロッケ関係の、あそこのところの業者ということで、創業を、今回予算をいただいた後に進めていくという形になっていくという形でございます。以上でございます。
	議 長 (佐伯秀範)	よろしいですか。(はい) ほかに質疑はございませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第2号 令和6年度真狩村一般会計補正予算(第1号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第2号 令和6年度真狩村一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。
日程 12	〃	日程 12 議案第3号 令和6年度真狩村簡易水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	副 村 長 (長 船敏行)	<p>令和6年度真狩村簡易水道事業会計補正予算(第1号)</p> <p>第1条 令和6年度真狩村簡易水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第2条 令和6年度真狩村簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。</p> <p>収入 第1款 簡易水道事業収益、補正予定額を18万円追加し、補正後の予算額を1億1,735万円とするものです。</p> <p>続いて支出 第1款 簡易水道事業費用、補正予定額を18万円追加し、補正後の予算額を1億1,715万4千円とするものです。</p> <p>第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるということで、議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額について、(1)職員給与費、補正予定額を18万円追加し、補正後の予算額を1,706万円とするものです。</p> <p>第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改めるということで、他会計からの補助金の金額について、(1)他会計補助金、補正予定額を18万円追加し、補正後の予算額を9,024万4千円とするものです。</p> <p>令和6年6月20日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、補正の内容について、収益的支出より説明しますので、8ページの補正予算明細書をお開きください。</p> <p>1款、1項、3目 総務費、2節 手当、児童手当18万円の追加です。4月の人事異動により職員の入れ替わりがありましたので、異動後の状況に合わせ追加するものです。これにより、1項 営業費用の補正後の額は1億852万5千円となります。</p> <p>次に収益的収入を説明しますので、7ページの補正予算明細書を御覧ください。</p> <p>1款、2項、1目、1節 他会計補助金18万円の追加です。収益的収入及び支出予算の調整のため追加するものです。これにより、2項 営業外収益の補正後の額は7,359万9千円となります。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 13	議 長 (佐伯秀範)	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第3号 令和6年度真狩村簡易水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第3号 令和6年度真狩村簡易水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 13 議案第4号 令和6年度真狩村公共下水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	令和6年度真狩村公共下水道事業会計補正予算(第2号) 第1条 令和6年度真狩村公共下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 第2条 令和6年度真狩村公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。 収入 第1款 公共下水道事業収益、補正予定額を24万5千円減額し、補正後の予算額を1億3,189万1千円とするものです。 支出 第1款 公共下水道事業費用、補正予定額を24万5千円減額し、補正後の予算額を1億3,180万8千円とするものです。 第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。 (1)職員給与費、補正予定額を24万5千円減額し、補正後の予算額を

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>602万8千円とするものです。</p> <p>第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。</p> <p>(1)他会計補助金、補正予定額を24万5千円減額し、補正後の予算額を9,985万2千円とするものです。</p> <p>令和6年6月20日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、補正の内容につきまして、収益的支出より説明しますので、7ページの補正予算明細書をお開きください。</p> <p>1款、1項、3目、2節 手当24万5千円の減額です。内訳として、扶養手当12万円の減額、住居手当21万円の追加、通勤手当15万5千円の減額、児童手当18万円の減額となります。これにつきましても4月1日の人事異動により職員の入れ替わりがありましたので、異動後の状況に合わせて減額するものです。これにより、1項 営業費用の補正後の額は1億2,698万2千円となります。</p> <p>次に収益的収入を説明しますので、6ページの補正予算明細書を御覧ください。</p> <p>1款、2項、1目、1節 他会計補助金24万5千円の減額です。収益的収入及び支出予算の調整のため減額するものです。これにより、2項 営業外収益の補正後の額は1億502万8千円となります。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第4号 令和6年度真狩村公共下水道事業会計補正予算</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 14	議 長 (佐伯秀範)	<p>(第2号)を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号 令和6年度真狩村公共下水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。</p>
	7 番 (陰能裕一)	<p>日程 14</p> <p>発議第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。</p> <p>提出者 陰能裕一君より提案理由の説明を求めます。</p> <p>陰能裕一君</p> <p>発議第1号 令和6年6月20日 真狩村議会議長 佐伯秀範様</p> <p>提出者 真狩村議会議員 陰能裕一 賛成者 真狩村議会議員 向井忠幸</p> <p>ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について</p> <p>上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。</p> <p>なお、提案理由の説明は、議案の朗読をもって代えさせていただきます。</p> <p>ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書(案)</p> <p>本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。</p> <p>全国一の森林資源を有する北海道において、本村と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替と</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>なる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。</p> <p>本村をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。</p> <p>本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。</p> <p>よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。 2. 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>令和6年6月20日</p> <p>北海道真狩村議会</p> <p>衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣 宛</p> <p>慎重審議の上、御採択賜りますことをよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたが、本案については質疑及び討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 15	議 長 (佐伯秀範)	<p>したがって、本案については質疑及び討論を省略し採決することに決定しました。</p> <p>これから発議第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>発議第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。</p>
	〃	<p>日程 15</p> <p>発議第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題とします。</p> <p>提出者 安藤義明君より提案理由の説明を求めます。</p> <p>安藤義明君</p>
	3 番 (安藤義明)	<p>発議第2号</p> <p>令和6年6月20日</p> <p>真狩村議会議長 佐伯秀範様</p> <p>提出者 真狩村議会議員 安藤義明</p> <p>賛成者 真狩村議会議員 福田恵子</p> <p>地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について</p> <p>上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。</p> <p>提案理由は、朗読をもって提出とさせていただきます。</p> <p>地方財政の充実・強化に関する意見書(案)</p> <p>地方公共団体の現状は、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体シス</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>テムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。</p> <p>政府はこれまで「骨太方針 2021」に基づき、2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要、また採用希望者の減少や中途退職者が増加している現状から、不足する人員体制の改善を図っていくためには、今後はより積極的な財源確保が求められます。</p> <p>このため、2025 年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に対応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会保障の充実、地域活性化、DX 化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、現行水準以上のより積極的な地方財源の確保・充実を図ること。 2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。また、保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善及び保育施設の配置基準を OECD 先進国なみの基準に改善するための予算を措置し、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。 3. 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地方の安定的な財源確保に向けて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。 4. 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。 5. 「地方創生推進費」として確保されている 1 兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源と

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>してより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。</p> <p>6. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、自己決定権を尊重し、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。</p> <p>7. 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。</p> <p>8. 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化に伴い地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。</p> <p>9. 地域の活性化・生活者の移動手段の確保に向けて、地域公共交通体系の整備について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。</p> <p>10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>令和6年6月20日 北海道真狩村議会 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣(こども政策・少子化対策・若者活躍・男女共同参画) 宛</p> <p>以上、御採択くださいますよう、よろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたが、本案については質疑及び討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 16	議 長 (佐伯秀範)	異議なしと認めます。 したがって、本案については質疑及び討論を省略し採決することに決定しました。
	〃	これから発議第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 発議第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 16 議員の派遣についてを議題とします。 お諮りします。 議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにいたしたいと思えます。 御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 したがって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。
	〃	お諮りします。 ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任されたいと思えますが、御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 したがって、ただいま議決した事項の変更については、議長に一任することに決定しました。
日程 17	〃	日程 17

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
14:34 閉会	議 長 (佐伯秀範) 〃	<p>閉会中の所管事務調査の申出について、総務産業常任委員長及び議会運営委員長から申出があります。</p> <p>これを申出のとおり認めたいと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>異議なしと認め、申出のとおり承認することに決定しました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了しました。 会議を閉じます。 これで令和6年第2回真狩村議会定例会を閉会します。 お疲れ様でした。</p> <p>会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。</p> <p style="text-align: right;">議 長 佐 伯 秀 範 (原本自署)</p> <hr/> <p style="text-align: right;">議 員 陰 能 裕 一 (原本自署)</p> <hr/> <p style="text-align: right;">議 員 佐 々 木 義 光 (原本自署)</p> <hr/>